

公 募 要 領

1. 事業名

スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト（SRIP）

2. 事業の趣旨

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第2条第6項においては、「我が国のスポーツ選手が国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない」と規定されている。また、同法に基づく第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文部科学省）においては、日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートがオリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援するため、スポーツ医・科学、技術開発、情報収集などにより多面的で高度な支援の充実を図ることとしている。

このような状況のもと、東京2020大会が決定されたことを踏まえ、当該競技大会において我が国のアスリートが多数のメダルを獲得できるよう国際競技力の向上に取り組むとともに、将来を見据え2021年以降も我が国の国際競技力が更に向上するよう、持続可能な体制や環境等を整備していく必要がある。

このため、本事業では、新たなハイパフォーマンスサポート方策となる研究シーズの創出を始め、競技力向上に関してオールジャパン体制で取り組む新たなスキーム構築、2021年以降の持続可能な選手強化支援を実現するための基盤を支える優秀な研究者の育成等を目指し、スポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に生かした斬新なスポーツに関する研究等を実施するとともに、スポーツにおける次世代の中核を担う優秀な若手研究者の育成に関する取組を実施する機関を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定する。

3. 事業の実施期間

事業の実施期間は、令和3年度の単年度事業とする。（本事業は、東京2020大会が1年延期されたことに伴い、令和2年度で終了予定だった実施期間を1年延長すべく再公募を行うものである。）

4. 事業の内容

(1) スポーツに関する独創的で革新的な研究等の実施

東京2020大会でのメダル獲得や、2021年以降の我が国のオリンピック競技及びパラリンピック競技の国際競技力が更に向上するよう、スポーツを中核として最先端の様々な研究分野と融合・連携（オープンイノベーション）したこれまでにないスポーツに関する独創的で革新的な研究や、地域・組織の特性を最大限に生かした斬

新たなスポーツに関する研究等を実施するとともに、国立スポーツ科学センター（JISS）を含むハイパフォーマンススポーツセンター等と連携をするなどしながら、研究成果を効果的に競技現場に還元するための仕組みを構築する。

なお、本事業では、東京2020大会に向け、平成27年度から令和2年度に実施した研究の成果について、アスリートへのサポートを通じた実証研究を実施しており、受託者は、それらに関する十分な知見を有すると共に、現在実施されている実証研究を遅滞なく、継続的に実施すること。

※ 研究成果については、必要があれば提供する。

（2）若手研究者を対象とした育成プログラムの実施

我が国において持続可能な選手強化支援を実現するためには、選手強化の基盤を支える優秀な研究者を育成することが重要となる。このため、上記（1）の研究を実施するとともに、当該スポーツ研究イノベーション拠点の特徴を生かしたスポーツにおける次世代の中核を担う優秀な若手研究者を育成するためのプログラムを策定し、当該プログラムに基づき若手研究者を育成する。

なお、当該プログラムについては、育成した若手研究者のスポーツに係る研究に関わるキャリア形成に資するよう十分に留意すること。

（3）ハイパフォーマンススポーツセンターとの連携

当該スポーツ研究イノベーション拠点での成果の最大化を図るため、JISSを含むハイパフォーマンススポーツセンターと連携するなどの工夫をしながら、上記（1）及び（2）の取組を実施することとし、実施にあたっては、それぞれの取組が持続可能かつ将来的なモデルとなるよう十分に留意すること。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（3）我が国のスポーツに関する研究や選手強化の基盤を支える研究者を育成することが可能な法人格を有する団体であること。

6. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、参加を希望する者は令和3年2月1日（月曜日）17時までにE-mailなどにより本件に対する参加の意志を明確に示す書面を提出すること（様式は任意で、提出先は7.（2）と同じ）。

7. 企画提案書等の提出方法

(1) 企画提案書等の様式及び提出方法

- ①提案書の様式は、別途定めたとおりとし、用紙サイズはA4版、横書きとする。
- ②提案書は、下記で示す電子データ形式でE-mailにて提出すること。(受信通知は、送信者に対してE-mailにて返信する。)
 - 送信メールの題名は、「事業名」とすること。
 - 電子データの形式は、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint (2016で閲覧可能なもの)のいずれか)及びPDFファイル形式 (Adobe Reader DCで閲覧可能なもの)とする。

(2) 企画提案書の提出期限と提出先及び問合せ先

①提出期限：

令和3年2月15日(月) 17時必着

②提出先：

スポーツ庁競技スポーツ課スポーツ科学係
ksport@mext.go.jp

③問合せ先：

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁競技スポーツ課スポーツ科学係
TEL：03-5253-4111(代)(内線2044)
FAX：03-6734-3793
E-mail：ksport@mext.go.jp

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは、一切認めない。(審査期間中に追加資料を求める場合がある)

8. 事業規模及び採択数

(1) 事業規模：各年度の1件当たりの計画額は3,900万円程度とする。

※ 本公募は、令和3年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。ただし、実施計画の検討に当たっては、同規模の想定とすること。

(2) 採択数：2件程度

※ 採択件数は、スポーツ庁競技スポーツ課等技術審査委員会が決定する。

9. 選考方法等

(1) 選考方法：

スポーツ庁競技スポーツ課等技術審査委員会において、提出された提案書類等にて書類選考を実施する。

(2) 審査基準：
別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知
選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

10. 誓約書等の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、地方公共団体、独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。

(4) 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

11. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額については、委託事業実施計画書の内容等を勘案して決定するものとし、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は契約書を締結（契約書に契約の当事者の双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前の準備をすること。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・ 銀行口座情報
- ・ 確認書（知的財産）（知的財産権の帰属を希望する場合のみ）

12. スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和3年1月22日(金曜日)
- (2) 参加表明書の提出 : 令和3年2月1日(月曜日)
- (3) 公募締切 : 令和3年2月15日(月曜日)
- (4) 審査 : 令和3年2月中旬～下旬頃
- (5) 選定及び委託事業実施計画書の提出
: 令和3年2月下旬頃から令和3年3月上旬頃
- (6) 契約期間 : 契約締結日から令和4年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。
なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. その他

- (1) 本企事業実施に当たっては、スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト(SRIP)委託要項、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書を遵守すること。
- (2) 本事業の経費については、他の経費措置を行っている事業と明確に区分し、重複等が生じないように十分留意すること。
- (3) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は、ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

14. 参考資料

別添1 スポーツ研究イノベーション拠点形成プロジェクト(SRIP)概要